

課 長		課補 長佐		課補 長佐		係 長		課 僚		課 僚		検 算		係	
令和 9・10・11 年度 大館南地域道路等包括管理業務															
業務委託費設計書															
業 務 委 託 番 号															
路 河 川 名／地 区 名															
履 行 場 所 大館市 比内地域、二井田真中地区、十二所地区															
業 務 概 要												事 業 主 体 名	大館市		
道路維持管理業務(市道)		1	式	河川維持管理業務		1	式	履 行 期 間		1096 日間					
道路維持管理業務(法定外)		1	式	公園維持管理業務		1	式	着 手 年 月 日		令和 9年 4月 1日					
道路維持管理業務(農道)		1	式	計画準備業務		1	式	完 成 年 月 日		令和12年 3月31日					
道路維持管理業務(林道)		1	式	マネジメント業務		1	式	業 務 委 託 費		円					
								精 算 見 込 額		円					

本工事費内訳書（令和9年度分）

工事名	令和9年度 大館南地域道路等包括管理業務				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路維持		式	1				
道路等管理		式	1				
道路維持管理業務(市道)	路線延長:313.8km	式	1				
道路巡回工		式	1				内 1号
舗装工		式	1				内 2号
排水構造物工		式	1				内 3号
道路付属物工		式	1				内 4号
道路清掃工		式	1				内 5号
道路植栽維持工		式	1				内 6号
道路除草工		式	1				内 7号
応急処理工		式	1				内 8号
交通管理工		式	1				内 9号
道路維持管理業務(法定外)		式	1				

本工事費内訳書（令和9年度分）

工事名	令和9年度 大館南地域道路等包括管理業務				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
舗装工		式	1				内 10号
排水構造物工		式	1				内 11号
道路付属物工		式	1				内 12号
道路清掃工		式	1				内 13号
応急処理工		式	1				内 14号
道路維持管理業務(農道)	路線延長:0.2km	式	1				
舗装工		式	1				内 15号
道路清掃工		式	1				内 16号
道路除草工		式	1				内 17号
道路維持管理業務(林道)	路線延長:0.7km	式	1				
舗装工		式	1				内 18号
道路清掃工		式	1				内 19号
道路除草工		式	1				内 20号

本工事費内訳書（令和9年度分）

工事名	令和9年度 大館南地域道路等包括管理業務				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
河川維持		式	1				
河川等管理		式	1				
河川維持管理業務	河川延長:135.2km	式	1				
河川巡視工		式	1				内 21号
伐木伐根工		式	1				内 22号
応急処理工		式	1				内 23号
施設整備		式	1				
公園施設等管理		式	1				
公園維持管理業務	公園数:2箇所	式	1				
公園植栽維持工		式	1				内 24号
公園除草工		式	1				内 25号
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				

本工事費内訳書（令和9年度分）

工事名	令和9年度 大館南地域道路等包括管理業務				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
共通仮設費		式	1				
準備費		式	1				
計画準備業務		式	1				内 26号
技術管理費		式	1				
マネジメント業務		式	1				内 27号
点検支援技術費		式	1				内 28号
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				

本工事費内訳書（令和9年度分）

工事名	令和9年度 大館南地域道路等包括管理業務					事業区分 工事区分	道路維持・修繕 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
工事費計			式	1				

本工事費内訳書（令和10年度分）

工事名	令和10年度 大館南地域道路等包括管理業務				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路維持		式	1				
道路等管理		式	1				
道路維持管理業務(市道)	路線延長:313.8km	式	1				
道路巡回工		式	1				内 1号
舗装工		式	1				内 2号
排水構造物工		式	1				内 3号
道路付属物工		式	1				内 4号
道路清掃工		式	1				内 5号
道路植栽維持工		式	1				内 6号
道路除草工		式	1				内 7号
応急処理工		式	1				内 8号
交通管理工		式	1				内 9号
道路維持管理業務(法定外)		式	1				

本工事費内訳書（令和10年度分）

工事名	令和10年度 大館南地域道路等包括管理業務				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
舗装工		式	1				内 10号
排水構造物工		式	1				内 11号
道路付属物工		式	1				内 12号
道路清掃工		式	1				内 13号
応急処理工		式	1				内 14号
道路維持管理業務(農道)	路線延長:0.2km	式	1				
舗装工		式	1				内 15号
道路清掃工		式	1				内 16号
道路除草工		式	1				内 17号
道路維持管理業務(林道)	路線延長:0.7km	式	1				
舗装工		式	1				内 18号
道路清掃工		式	1				内 19号
道路除草工		式	1				内 20号

本工事費内訳書（令和10年度分）

工事名	令和10年度 大館南地域道路等包括管理業務				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
河川維持		式	1				
河川等管理		式	1				
河川維持管理業務	河川延長:135.2km	式	1				
河川巡視工		式	1				内 21号
伐木伐根工		式	1				内 22号
応急処理工		式	1				内 23号
施設整備		式	1				
公園施設等管理		式	1				
公園維持管理業務	公園数:2箇所	式	1				
公園植栽維持工		式	1				内 24号
公園除草工		式	1				内 25号
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				

本工事費内訳書（令和10年度分）

工事名	令和10年度 大館南地域道路等包括管理業務				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
共通仮設費		式	1				
準備費		式	1				
計画準備業務		式	1				内 26号
技術管理費		式	1				
マネジメント業務		式	1				内 27号
点検支援技術費		式	1				内 28号
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				

本工事費内訳書（令和10年度分）

工事名	令和10年度 大館南地域道路等包括管理業務					事業区分 工事区分	道路維持・修繕 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
工事費計			式	1				

本工事費内訳書（令和11年度分）

工事名	令和11年度 大館南地域道路等包括管理業務				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路維持		式	1				
道路等管理		式	1				
道路維持管理業務(市道)	路線延長:313.8km	式	1				
道路巡回工		式	1				内 1号
舗装工		式	1				内 2号
排水構造物工		式	1				内 3号
道路付属物工		式	1				内 4号
道路清掃工		式	1				内 5号
道路植栽維持工		式	1				内 6号
道路除草工		式	1				内 7号
応急処理工		式	1				内 8号
交通管理工		式	1				内 9号
道路維持管理業務(法定外)		式	1				

本工事費内訳書（令和11年度分）

工事名	令和11年度 大館南地域道路等包括管理業務				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
舗装工		式	1				内 10号
排水構造物工		式	1				内 11号
道路付属物工		式	1				内 12号
道路清掃工		式	1				内 13号
応急処理工		式	1				内 14号
道路維持管理業務(農道)	路線延長:0.2km	式	1				
舗装工		式	1				内 15号
道路清掃工		式	1				内 16号
道路除草工		式	1				内 17号
道路維持管理業務(林道)	路線延長:0.7km	式	1				
舗装工		式	1				内 18号
道路清掃工		式	1				内 19号
道路除草工		式	1				内 20号

本工事費内訳書（令和11年度分）

工事名	令和11年度 大館南地域道路等包括管理業務				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
河川維持		式	1				
河川等管理		式	1				
河川維持管理業務	河川延長:135.2km	式	1				
河川巡視工		式	1				内 21号
伐木伐根工		式	1				内 22号
応急処理工		式	1				内 23号
施設整備		式	1				
公園施設等管理		式	1				
公園維持管理業務	公園数:2箇所	式	1				
公園植栽維持工		式	1				内 24号
公園除草工		式	1				内 25号
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				

本工事費内訳書（令和11年度分）

工事名	令和11年度 大館南地域道路等包括管理業務				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
共通仮設費		式	1				
準備費		式	1				
計画準備業務		式	1				内 26号
技術管理費		式	1				
マネジメント業務		式	1				内 27号
点検支援技術費		式	1				内 28号
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				

本工事費内訳書（令和11年度分）

[illegible]

道路等包括管理業務
仕 様 書

令和8年10月
大館市建設部土木課

1.適 用

本仕様書は、道路等包括管理業務（以下「本業務」という。）について適用する。

また、本業務の履行にあたっては本仕様書及び関係法令を遵守し、施設利用者の安全性及び快適性を考慮し、道路施設、河川施設及び公園施設（以下「道路施設等」という。）を常に良好な状態に維持管理すること。

2.業務期間

令和9年4月1日 から 令和12年3月31日 まで

単年度ごとに予算の範囲内で本業務を行うこととし、業務ごとの実施期間については 4. に記載のとおりとする。

3.対象施設等

対象施設等は、**表1.** に示すとおりとする。

なお、業務期間中に施設数の変更が生じた場合においても、業務範囲内に含めるものとする。大幅な変動があった場合は、両者協議の上で、契約内容を変更することができる。

表1. 対象施設等

令和8年8月31日現在

対象施設等	施設数量	備 考
道路施設	路線延長 L=313.8km	内訳は別紙「道路等包括管理業務路線一覧」
	路線数 462路線	
	農道延長 L= 0.2km	内訳は別紙「道路等包括管理業務農道一覧」
	農道数 2路線	
	林道延長 L= 0.7km	内訳は別紙「道路等包括管理業務林道一覧」
	林道数 5路線	
河川施設	河川延長 L=135.2km	内訳は別紙「道路等包括管理業務河川一覧」 河川構造物の補修は業務対象外とする
	河川数 53河川	
公園施設	公園数 2箇所	内訳は別紙「道路等包括管理業務公園一覧」 遊具の補修は業務対象外とする

4.対象業務等

本対象業務等は、**表2.** に示すとおりとし、受託者は道路等包括管理業務特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に定められた水準を達成するよう努めること。

なお、両者協議の上で業務期間中に業務内容、特記仕様書を変更する場合がある。

表2. 対象業務等

対象業務	性能/仕様	支払条件	業務実施期間
① 道路維持管理業務（市道）	—	—	—
（ア）道路巡回工	性能規定	総価契約	R9.4～R12.3
（イ）舗装工	性能規定	総価契約	R9.4～R12.3
（ウ）排水構造物工	性能規定	総価契約	R9.4～R12.3
（エ）道路附属物工	性能規定	総価契約	R9.4～R12.3
（オ）道路清掃工	性能規定	総価契約	R9.4～R12.3
（カ）道路植栽維持工	性能規定	総価契約	R9.4～R12.3
（キ）道路除草工	性能規定	総価契約	R9.4～R12.3
（ク）応急処理工	性能規定	総価契約	R9.4～R12.3
（ケ）交通管理工	性能規定	総価契約	R9.4～R12.3
② 道路維持管理業務（法定外）	—	—	—
（ア）舗装工	性能規定	総価契約	R9.4～R12.3
（イ）排水構造物工	性能規定	総価契約	R9.4～R12.3
（ウ）道路附属物工	性能規定	総価契約	R9.4～R12.3
（エ）道路清掃工	性能規定	総価契約	R9.4～R12.3
（オ）応急処理工	性能規定	総価契約	R9.4～R12.3
③ 道路維持管理業務（農道）	—	—	—
（ア）舗装工	性能規定	総価契約	R9.4～R12.3
（イ）道路清掃工	性能規定	総価契約	R9.4～R12.3
（ウ）道路除草工	性能規定	総価契約	R9.4～R12.3
④ 道路維持管理業務（林道）	—	—	—
（ア）舗装工	性能規定	総価契約	R9.4～R12.3
（イ）道路清掃工	性能規定	総価契約	R9.4～R12.3
（ウ）道路除草工	性能規定	総価契約	R9.4～R12.3
⑤ 河川維持管理業務	—	—	—
（ア）河川巡視工	性能規定	総価契約	R9.4～R12.3
（イ）伐木伐根工	性能規定	総価契約	R9.4～R12.3
（ウ）応急処理工	性能規定	総価契約	R9.4～R12.3
⑥ 公園維持管理業務	—	—	—
（ア）公園植栽維持工	性能規定	総価契約	R9.4～R12.3
（イ）公園除草工	性能規定	総価契約	R9.4～R12.3
⑦ 計画準備業務	性能規定	総価契約	R9.4～R12.3
⑧ マネジメント業務	性能規定	総価契約	R9.4～R12.3

5. 遵守事項等

本業務の遂行にあたって、受託者は職務に必要な知識を持ち、施設利用者に安心感・信頼感・満足感を与えるように留意すること。

なお、本業務を遂行する上で、道路法、道路交通法、道路法施行令、河川法等の関係する法令のほか、市が定める「大館市道路の構造の技術的基準等を定める条例」「大館市道路の構造の技術的基準等を定める条例施行規則」等、各種基準を遵守すること。

6. 個人情報の保護・管理

受託者は、「大館市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月27日条例第41号）」「大館市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則（令和5年3月30日規則第3号）」等を遵守すること。

7. 守秘義務

受託者は、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりしてはならないものとする。業務期間が終了した後も同様とする。

8. 安全対策

受託者は本業務の実施にあたり、必要に応じてバリケードの設置などを行い、施設利用者及び作業員の安全確保を図るものとする。

また、受託者は事故及び災害の発生に備えて、救急対応、応急処置、医療機関等への連絡など、対処手順を明記した事故対応マニュアルを作成し、市に提出するとともに、従事者に必要な研修を実施すること。

9. 総括責任者の選任

受託者は、市との事務連絡及び現場作業を総括するための総括責任者1名を選任し、受託業務開始前に市に報告すること。

なお、総括責任者は次のいずれかに該当する資格を有しなければならない。

- ・ 1級又は2級土木施工管理技士

10. 業務作業時間

本業務の作業時間は原則として、土日、祝日及び12月29日から1月3日までの間を除いた日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

ただし、災害が発生した場合及び災害や事故が発生するおそれがある場合には、市への協力体制を整えるとともに、緊急時又は災害時においては、市の指示に基づいて対応すること。

11. 環境配慮体制

業務従事者は排気ガスや騒音、廃棄物の排出低減に努めるなど、環境に配慮した取組みを行うこと。

12. 苦情への対応

本業務に関して苦情・要望を受けた場合は、速やかに市へ報告し対応を協議すること。また、苦情等の対応を記録し、日報と併せて書面により市に提出すること。

13. 拾得物の取扱い

業務中に拾得した拾得物は、関係法令に基づき適切な対応をすること。

14. 管理費用負担

市と受託者の管理費用負担の基本的な考え方は、特記仕様書の基準により、**表3.**に示すとおりとする。

表3. 管理費用負担

管理費用	内 容	市	受託者
道路施設	舗装補修、砂利道補修、道路補修、側溝補修 道路付属物修繕（側溝及び蓋、道路反射鏡、防護柵、 視線誘導標、道路標識）資材含む ※案内・規制標識を除く （1件500万円未満）		○
	同上業務 （1件500万円以上のもの）	○	
	道路施設等の管理に必要な消耗品の購入		○
	路面清掃、排水施設清掃		○
	支障木の枝打ち及び伐採		
	街路樹等の剪定及び防除		○
	路肩の草刈り		○
	倒木処理及び土砂崩落等の応急対策		○
	交通誘導警備員の配置		○
河川施設	支障木伐採及び倒木処理		○
	護岸洗堀の応急対策		○
	同上業務 （1件500万円以上のもの）	○	
公園施設	公園内の草刈、樹木の剪定及び防除		○

なお、管理費用負担については、あらかじめ業務開始前に市と受託者が協議のうえ決定することとし、決定した事項については、業務計画書に記載することとする。

15. 損害賠償責任

本業務の履行にあたって、受託者の責に帰すべき事由により第三者又は市に損害を与えた場合は、速やかに市に報告するとともに、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

16. 保険への加入

受託者は、本業務の履行に係る1億円以上の損害賠償責任等の保険に加入すること。

なお、業務上における「想定される市と受託者のリスク分担」については、特記仕様書の第8編のとおり。

17. 業務の再委託の制限に関する事項

本業務の全部又は大部分を一括して再委託することはできないものとするが、一部について協力企業等へ再委託を行う場合は、再委託の内容、再委託先及び業務実施に必要なとなる許可等について、あらかじめ市に書面により提出し、承諾を得なければならない。

18. 関係書類の提出及び保存

受託者は、**表4.**に示す関係書類を定められた時期までに市に提出しなければならない。

また、これらの書類は本業務終了後、5年間保存しなければならない。

表4. 関係書類

関係書類	内容	提出時期
総括責任者選任届	総括責任者の連絡先、保有する資格等を記した もの	・ 業務開始前 ・ 変更時
事故対応マニュアル	事故・災害が発生した際の対応手順を記した もの	・ 業務開始前 ・ 変更時
業務計画書	特記仕様書 第1編 第1章5. の(1)～(7) の事項を記したもの	・ 業務開始前 ・ 変更時
業務完了報告書	年間業務の実施状況 業務に係る経費の収支状況 その他、市が必要とする事項	・ 各年度末までに 提出
業務報告書	業務の実施状況 その他、市が必要とする事項	・ 月末に取りまとめ 提出
業務日報	実施した業務の記録	・ 事業者にて保管

なお、本業務の業務計画書については、特記仕様書の 第1編第1章5. に基づき、維持管理の実態、実績を踏まえ、維持管理に必要な事項を随時見直しすること。

担当職員が関係書類以外に必要なものと認める場合の「協議」や「業務打合せ」の書類についても同様の扱いとする。

19. 関係資料の管理

受託者は、業務報告書、収支決算書及び関係帳簿類を常に管理し、市が本業務の実施状況や本業務に係る管理経費等の収支状況等についての説明及び資料の提出を求めた場合は、この要求に応じること。

20. モニタリング会議の設置・運営

本業務に技術提案された業務を円滑に進めるため、市及び受託者による確実かつ円滑な情報共有や業務改善を進めるための、次の表に示す会議を開催する。

表5．モニタリング会議の設置・運営

会 議	内 容	実施時期	受託者側の出席者
定例会議	報告書をもとに業務実績状況の確認、業務の情報共有	毎 月	総括責任者
調整会議	本業務の改善を目指すための会議	適 宜	
引継会議	業務受託者が変更となった場合に行う	業務完了時	

上記の会議で担当職員が必要と認めた場合は、各業務責任者を出席させること。

21. 業務の実施状況の確認

(1) 受託者によるセルフモニタリング

本業務期間を通じて、すべての業務が特記仕様書に規定する性能要件を満たしていることについて、受託者自らが履行状況の確認を行うこと。

また、受託者による履行状況の確認方法及び確認結果について、18. に定める業務実施計画書及び業務完了報告書に記載すること。

(2) 市によるモニタリング

市は、受託者が毎月提出する業務報告書の確認及び、市が必要と認める場合に実施する現地確認等により業務の実施状況を確認する。業務の内容が仕様書、特記仕様書、提案書等を満たしていない場合には、業務の改善を書面により勧告する。

その場合、受託者は自らの費用負担により改善措置を講ずるものとする。

22. 支払条件

本業務にかかる委託料の支払いは、四半期ごとに定額払いとし、支払いの方法等については、担当職員と協議する。

道路等包括管理業務特記仕様書

1. 共通仕様書の適用

道路等包括管理業務（以下「本業務」という。）の履行にあたっては、「秋田県土木工事共通仕様書（令和8年10月1日以降適用）」に基づき実施しなければならない。

なお、本業務の履行期間内に共通仕様書が改訂された場合は、適用する共通仕様書に関して、市の担当職員（以下「担当職員」という。）と協議するものとする。

2. 適用の除外

共通仕様書に記載された工種であっても、該当しない工種等については、本業務に適用しないものとする。

3. 共通仕様書に対する特記事項

「秋田県土木工事共通仕様書（令和8年10月1日以降適用）」に対する特記仕様事項は、次のとおりとする。

第1編 共通編

第1章 総 則

1. 適 用

この特記仕様書に定めのない事項は、必要に応じて担当職員と協議し、定めるものとする。

2. 業務委託路線、河川及び公園等

本業務の委託路線、河川及び公園等は、「道路等包括管理業務路線一覧」、「道路等包括管理業務農道一覧」、「道路等包括管理業務林道一覧」、「道路等包括管理業務河川一覧」及び「道路等包括管理業務公園一覧」のとおりとする。

3. 準 備

本業務の契約から履行開始までの期間は、業務打合せ及び業務計画書等の関係書類作成の準備期間とし、本業務の受託者（以下「受託者」という。）は、履行開始日までに業務実施体制を確立すること。

4. 業務概要

本業務は、市が管理する道路施設、河川施設及び公園施設（以下「道路施設等」という。）の維持作業を実施するものであり、受託者は、市との緊密な連携のもと、巡回等の実施により道路施設等（農道、林道及び公園施設を除く）の状況把握に努めなければならない。

また、現場での維持管理作業にあたっては、担当職員と連絡調整のうえ実施するものとする。

5. 業務計画書

受託者は、本業務の履行開始前に業務計画書を作成し、担当職員に提出しなければならない。

この場合、業務計画書に以下の事項について、記載しなければならない。

- (1) 業務概要
- (2) 業務工程表
- (3) 業務実施体制
- (4) 緊急時の連絡体制及び対応
- (5) 安全管理
- (6) 業務に係る管理費用負担などを協議した事項
- (7) その他

6.業務報告書

受託者は、月毎に維持管理業務の作業実績を取りまとめ、担当職員に報告するものとする。
なお、報告様式、提出資料及び提出日については、担当職員と協議し、定めるものとする。

7.業務中の安全確保

本業務は、危険を伴う道路上や河川区域内及び公園等における作業であることから、受託者は作業員等に対し安全を確保するための指導と意識向上を図り、事故防止に努めなくてはならない。

また、維持管理作業等の実施において、担当職員の指示により円滑な交通処理、標識類の設置等必要な安全対策を実施し、近隣住民、通行者及び通行車両等、第三者の安全確保に努めなければならない。

8.保険の加入

受託者は、本業務の履行期間内を対象とした維持作業の実施に起因する対人・対物事故等による賠償責任を補償する保険に加入しなければならない。

第2編 道路編

第1章 道路維持管理業務

1.業務の目的

受託者は、市が所管する道路、道路付属物等の社会資本が常時良好な状態に保たれるよう、必要な道路巡回及び維持管理作業を実施するとともに、緊急時には担当職員の指示により必要な措置を講じなければならない。

2.道路巡回工

受託者は、次に掲げる巡回を実施し、道路の状況を担当職員に報告するものとする。

なお、巡回は原則として1組2名以上で構成し実施するものとする。

ただし、道路点検支援技術の活用や「創意工夫」による提案又は協議があった場合は1組の人数を減ずることができるものとする。

(1) 通常（昼間）巡回

通常巡回は、昼間（8時30分から17時15分まで）の平常時における道路状況を把

握するため実施するものとし、路面・路側・法面・道路付属物の状況等について、点検するものとする。

なお、通常巡回は月2回以上、「道路等包括管理業務路線一覧」の路線を実施するものとする。

また、冬期における通常巡回は、冬期間閉鎖区間を除く道路を対象とし、道路付属施設等への着雪状況等に留意のうえ、実施するものとする。

(2) 緊急（昼間）巡回

緊急巡回は、大雨、暴風、地震等により、道路交通に支障を与える災害が発生した場合又は、その他に危険のおそれがある場合は、担当職員の指示がある場合による。

(3) 巡回員は、巡回終了後、日報を記録し作成するものとする。

3. 舗装工

受託者は、道路巡回で発見した舗装の破損箇所について、常温合材又は加熱合材による穴埋め、パッチング処理等を行うものとし、公共下水道及び農業集落排水のマンホール周りの舗装の破損箇所においても穴埋め、パッチング処理等を行うものとする。

ただし、路面が著しく損傷している箇所で、穴埋めやパッチング処理等で行うよりも打換え補修を行うほうが、経済的かつ、利用者の安全につながる場合は、施工範囲及び工法等について担当職員と協議し実施するものとする。

また、砂利道補修においては、碎石補充及び敷均しを行うものとし、補修路線及び箇所を担当職員と協議したうえで、実施するものとする。

4. 排水構造物工

受託者は、道路側溝の補修を行うものとし、その実施箇所及び時期等については、担当職員と協議のうえ、実施するものとする。

5. 道路付属物工

受託者は、側溝及び蓋、道路反射鏡、防護柵、視線誘導標、スノーポール、道路標識の道路付属物が大雨、暴風、積雪及び原因者不明により発生した破損の小規模修繕を実施する場合は、事前に担当職員と協議したうえで実施するものとする。

なお、計画準備期間や業務期間を通して、総括業務責任者と担当職員の双方で、小規模修繕等の実施判断における基準を共有できている場合に限り、担当職員への協議は不要とし、実施対応後の報告とする。

ただし、その判断方法や判断することの可否、時期については、担当職員と協議し、業務を進めながら決めていくものとする。

6. 道路清掃工

受託者は、路面及び排水施設の清掃を行うものとし、その実施箇所及び時期等については、担当職員と協議のうえ、実施するものとする。

7.道路植栽維持工

受託者は、車道部建築限界（路面から高さ4.5mと車道部幅員）及び歩道部建築限界（路面から高さ2.5mと歩道幅員）内にはみ出ている雑木の枝打ち及び伐採を行うものとし、その実施箇所及び時期等については、担当職員と協議のうえ、実施するものとする。

また、街路樹等の剪定については、「大館市街路樹等剪定作業マニュアル」に基づき、剪定を行うものとし、実施箇所及び時期等については、受託者とあらかじめ担当職員と協議のうえ、実施するものとする。

なお、街路樹等への害虫防除については、「大館市樹木害虫防除の薬剤散布作業マニュアル」を遵守し、病害虫が発生した場合に担当職員と協議のうえ、薬剤散布を行うものとする。

8.道路除草工

除草については、路肩を含む幅1.0mの範囲の除草を行うこととするが、町内会等が実施する場合もあることから、受託者はあらかじめ担当職員と協議をしたうえで実施するものとする。

また、その実施箇所に水田が隣接している場合は、斑点米カメムシ類の防除対策のため、施工時期及び箇所について制約を受ける場合があることに留意するものとする。

9.応急処理工

受託者は、道路上への倒木や土砂崩落等により道路交通上支障がある事象が発生した場合には、担当職員と緊密な連絡を取り、その指示により通行規制措置及び応急対策等、道路の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。

10.交通管理工

受託者は、道路施設の管理を行う際、交通誘導警備員を配置するものとし、その配置箇所及び人数等については、担当職員と協議のうえ、実施するものとする。

11.その他

受託者は、道路維持管理上必要な作業が発生した場合は、担当職員の指示により適切に対処しなければならない。

ただし、受託者は、道路維持管理上必要な業務が1件500万円を超える場合は、業務箇所、業務範囲及び工法について担当職員と協議のうえ、実施するものとする。

第3編 河川編

第1章 河川維持管理業務

1.業務の目的

受託者は、市が所管する普通河川、河川付属施設等の社会資本が常時良好な状態に保たれるよう、必要な河川巡視及び維持管理作業を実施するとともに、緊急時には担当職員の指示により必要な措置を講じなければならない。

2.河川巡視工

受託者は、次に掲げる巡視を実施し、河川の状況を担当職員に報告するものとする。

なお、巡視は原則として1組2名以上で構成し実施するものとする。

ただし、受託者自ら「創意工夫」による提案又は協議があった場合は、1組の人数を減ずることができるものとする。

(1) 通常（昼間）巡視

通常巡視は、昼間（8時30分から17時15分まで）の平常時における河川状況を把握するため実施するものとし、護岸洗掘・堤防決壊・出水の状況等について、点検するものとする。

なお、通常巡視は月1回以上、「道路等包括管理業務河川一覧」の河川を実施するものとする。

また、冬期（12月から3月）における巡視は、行わないものとする。

(2) 緊急（昼間）巡視

緊急巡視は、大雨、暴風、地震等により、流下能力に支障を与える災害が発生した場合のほか、担当職員の指示がある場合による。

(3) 巡視員は、巡視終了後、日報を記録し作成するものとする。

3.伐木伐根工

受託者は、巡視で堤防法面内の雑木により目視確認に支障をきたす場合は伐採を行うものとし、その実施箇所及び時期等については、担当職員と協議のうえ、実施するものとする。

4.応急処理工

受託者は、河川区域内において、護岸の洗掘及び流下能力低下に繋がる倒木を発見した場合は、担当職員と緊密な連絡を取り、その指示により適切に対処しなければならない。

5.その他

受託者は、河川区域内において維持管理上必要な作業が発生した場合は、担当職員の指示により適切に対処しなければならない。

ただし、河川維持管理上必要な業務が1件500万円を超える場合は、業務箇所、業務範囲及び工法について、担当職員と協議のうえ、実施するものとする。

第4編 公園編

第1章 公園維持管理業務

1.業務の目的

受託者は、市が所管する街区公園等（以下「公園」という。）の社会資本が常時良好な状態に保たれるよう、必要な維持管理作業を実施するとともに、緊急時には担当職員の指示により必要な措置を講じなければならない。

2.公園植栽維持工

公園樹木の剪定については、「大館市街路樹等剪定作業マニュアル」に準拠し、剪定を行うものとし、実施箇所及び時期等については、受注者とあらかじめ担当職員と協議のうえで実施するものとする。

なお、公園樹木への害虫防除については、「大館市樹木害虫防除の薬剤散布作業マニュアル」を遵守し、病害虫が発生した場合に担当職員と協議のうえで薬剤散布を行うものとする。

3.公園除草工

除草については、芝生等の除草を行うこととするが、町内会等が実施する場合もあることから、受託者はあらかじめ担当職員と協議をしたうえで実施するものとする。

また、その実施箇所に水田が隣接している場合は、斑点米カメムシ類の防除対策のため、施工時期及び箇所について制約を受ける場合があることに留意するものとする。

4.その他

受託者は、公園の維持管理上必要な作業が発生した場合は、担当職員の指示により適切に対処しなければならない。

第5編 計画準備業務編

第1章 計画準備業務

1.業務の目的

本業務を実施するにあたり必要な準備を行うもので、市が管理する道路施設等における維持管理等の業務を引き継ぐための準備を含む。

計画準備期間においては、令和9年4月から受託者が本業務を履行できるよう、業務内容・業務の進め方の確認やマネジメント業務における判断基準の確認を行うことを目的とする。

2.業務内容

計画準備期間における実施業務は以下の業務とする。

(1) 道路巡回工

第2編 第1章 2.(1) 通常巡回 について実施するものとする。

実施時期、対応方法は業務開始後、受託者と市が協議の上で決めるものとする。

なお、計画準備期間において、担当職員又は前期受託者が実施する巡回に同行し、確認すべき箇所や確認方法、判断基準を引き継ぐものとする。

(2) 舗装工

第2編 第1章 3. 舗装工 について実施するものとする。

具体的な対応方法は業務開始後、受託者と市が協議の上で決めるものとする。

(3) 排水構造物工

第2編 第1章 4. 排水構造物工 について実施するものとする。

具体的な対応方法は業務開始後、受託者と市が協議の上で決めるものとする。

(4) 道路付属物工

第2編 第1章 5. 道路付属物工 について実施するものとする。

具体的な対応方法は業務開始後、受託者と市が協議の上で決めるものとする。

(5) 道路清掃工

第2編 第1章 6. 道路清掃工 について実施するものとする。

具体的な対応方法は業務開始後、受託者と市が協議の上で決めるものとする。

(6) 道路植栽維持工

第2編 第1章 7. 道路植栽維持工 について実施するものとする。

具体的な対応方法は業務開始後、受託者と市が協議の上で決めるものとする。

なお、街路樹等の剪定作業に先立ち、計画準備期間において受託者があらかじめ剪定樹木の中から1本を対象として見本剪定を行い、受託者と市が協議上で手本となる基本標準樹形を決定し、街路樹等の剪定を行うこととする。

また、道路巡回等で樹木等に害虫が発見された場合は速やかに報告し、薬剤散布による防除作業の有無、実施時期、対応方法を受託者と市が協議の上で防除を行うこととする。

(7) 道路除草工

第2編 第1章 8. 道路除草工 について実施するものとする。

具体的な対応方法は業務開始後、受託者と市が協議の上で決めるものとする。

(8) 河川巡視工

第3編 第1章 2.(1) 通常巡視 について実施するものとする。

実施時期、対応方法は業務開始後、受託者と市が協議の上で決めるものとする。

また、計画準備期間において、担当職員又は前期受託者が実施する巡視に同行し、確認すべき箇所や確認方法、判断基準を引き継ぐものとする。

(9) 伐木伐根工

第3編 第1章 3. 伐木伐根工 について実施するものとする。

具体的な対応方法は業務開始後、受託者と市が協議の上で決めるものとする。

(10) 公園植栽維持工

第4編 第1章 2. 公園植栽維持工 について実施するものとする。

具体的な対応方法は業務開始後、受託者と市が協議の上で決めるものとする。

なお、公園内の樹木等（以下「公園樹木」という。）の剪定作業に先立ち、計画準備期間において受託者があらかじめ剪定樹木の中から1本を対象として見本剪定を行い、受託者と市が協議上で手本となる基本標準樹形を決定し、公園樹木の剪定を行うこととする。

また、樹木等に害虫が発見された場合は速やかに報告し、薬剤散布による防除作業の有無、実施時期、対応方法を受託者と市が協議の上で防除を行うこととする。

(11) 公園除草工

第4編 第1章 3. 公園除草工 について実施するものとする。

具体的な対応方法は業務開始後、受託者と市が協議の上で決めるものとする。

第6編 マネジメント業務編

第1章 マネジメント業務

1. マネジメント業務の目的

受託者は、本業務における対象範囲の効果的・効率的な業務実施が行えるよう、業務全体の状況を把握し、担当職員と連携しながら業務全体のマネジメントを行う。

2. 業務計画書の作成

第1編 第1章 5. 業務計画書 の作成において、総括責任者は、業務の実施にあたり、業務計画書を毎年度作成するものとし、各年度の業務工程内容、予算、作業方法、安全対策、連絡体制（通常時・緊急時・総括責任者不在時）、各種業務の実施体制等について、各業務責任者及び担当職員と十分調整のうえ、業務計画書を提出すること。

3. 業務マネジメント

(1) 状況判断・報告協議

マネジメント業務を円滑に進めて行けるよう、総括責任者における業務実施の判断基準などを担当職員と確認する。

総括責任者は、パトロール等による収集及び、市が受け付けた住民、道路・河川利用者等からの通報により発見された事象について現地確認を指示し、現地確認後の対策する必要性を判断したうえで各業務責任者へ指示を行う。

対策する必要性の内容については、基本的に担当職員との協議により対策の必要性を決定するものとする。

ただし、計画準備期間や業務期間を通して、総括責任者と担当職員の双方で、小規模修繕等の実施判断における基準を共有できている場合に限り、担当職員への協議は不要とし、実施対応後の報告とする。

総括責任者による判断を開始する時期においても、担当職員と協議の上、業務を進めながら決めていくものとする。なお、開始後において判断に迷う場合も担当職員と協議を行うものとする。

(2) 安全対策確認

業務実施前には、住民や道路等利用者及び作業員に対する安全対策について確認する。

(3) 記録・整理

通報または事象発見の連絡を受けた場合は、迅速に現場確認を指示する。また、通報等の内容を記録し、整理する。

(4) 報告書の提出

修繕等の完了後は、出来高数量等の確認を行い、業務報告書の提出を行う。

なお、毎月の業務進捗状況報告書は、各業務責任者が作成したものを総括責任者がとりまとめたうえで、翌月の10日までに担当職員へ報告しなければならない。

第7編 要求水準編

第1章 性能規定実施業務と要求水準

1. 要求水準

本業務において性能規定を実施する工種と要求水準を以下のとおりとする。

なお、参考に想定される判断基準の図においては、各業務の参考図において示しているが、各業務の判断基準については計画準備期間や業務期間を通じて、担当職員と確認・協議し進めること。

また、各業務において要求水準を超える「創意工夫」や受託者が自ら、「効率的・効果的な改善等が図られる場合」はこの限りでない。

(1) マネジメント業務における要求水準

- ① 業務計画書の作成
- ② 業務マネジメントにおける状況判断・報告協議
- ③ 業務実施における状況確認及びモニタリング
- ④ 各種報告書の提出
- ⑤ 定例会議の開催

(2) 道路巡回工における要求水準

- ① 平常時における道路の状況を把握し、道路利用に支障がないことを確認すること。
- ② 車両や歩行者の安全性に関わる不具合（ポットホール）が無いようにする。発見した場合は、速やかに補修を行う。

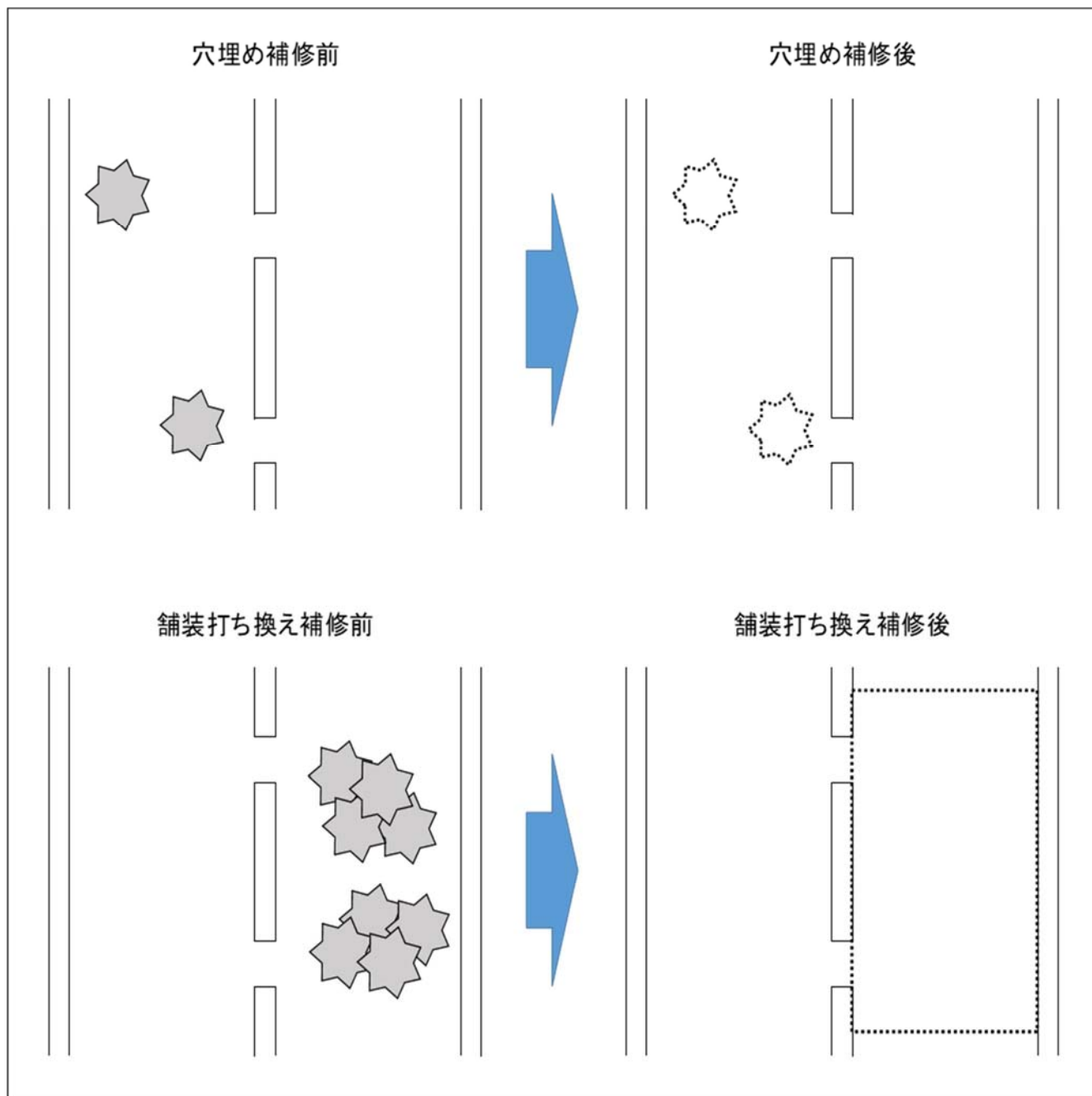
※ポットホール・・・・直径約15cm以上、深さ約4cm以上の路面損傷（穴）

- ③ 通常巡回においては、街路樹等がある路線の落枝、枯損樹木、横断している、若しくは横断しようとする歩行者等又は道路標識の視認性への影響の有無等を確認することとし、街路樹等に病虫害の発生源等を発見した場合は、速やかに連絡する。
- ④ 冬期の巡回においては、道路付属施設等への着雪による雪庇などのよる張り出しや氷塊を発見した場合は、速やかに連絡する。
- ⑤ 緊急巡回においては、倒木や飛来物、災害等で道路利用に支障がないことを確認すること。

(3) 舗装工における要求水準

- ① 道路利用に支障がないよう舗装損傷に対して補修を行い、車両や歩行者の安全性を妨げないよう保持する。

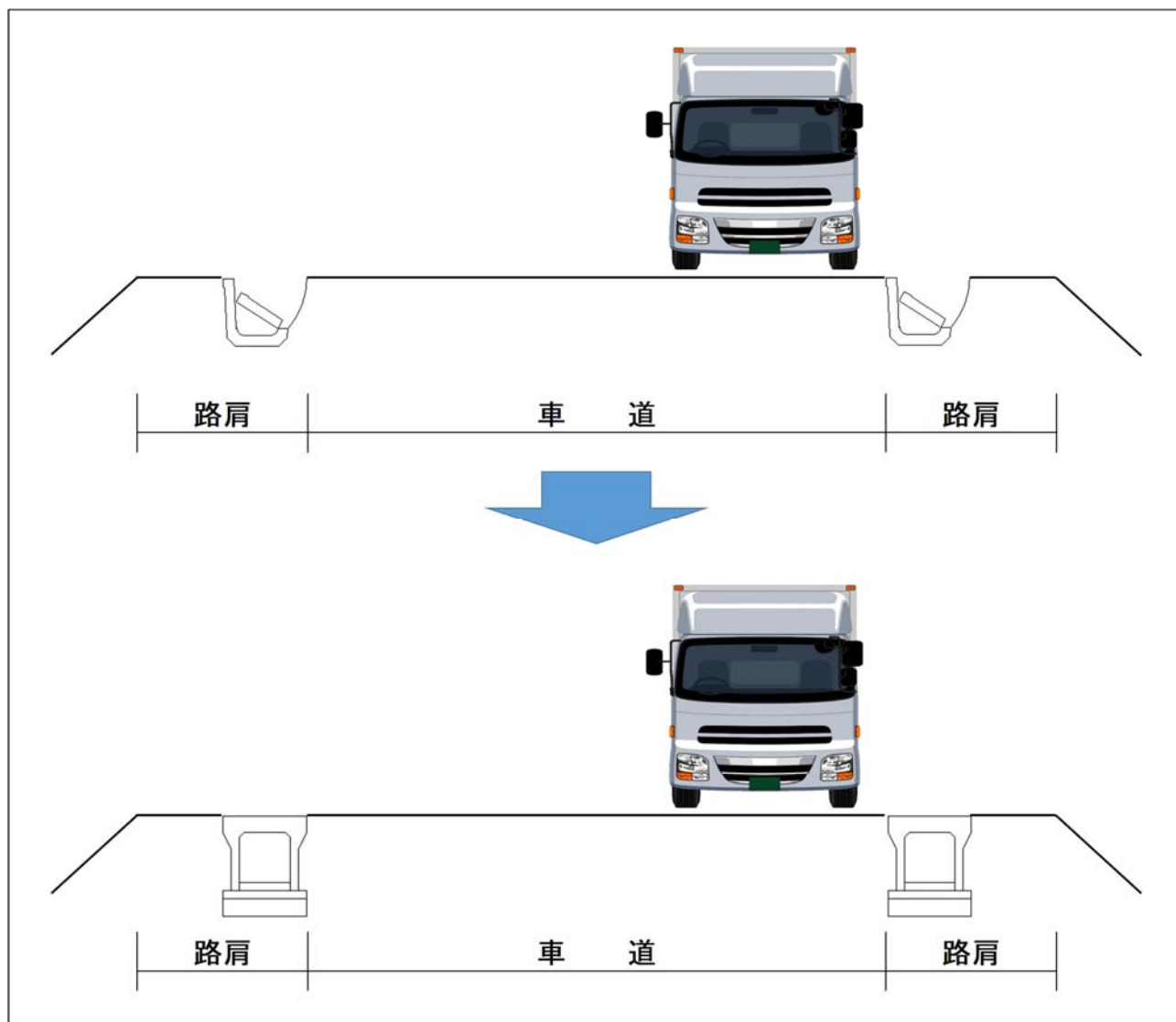
参考に想定される判断基準の図（欠損部補修工の参考図）



(4) 排水構造物工における要求水準

- ① 道路利用及び道路側溝の排水機能が阻害されず、車両の円滑な走行と歩行者の安全性を妨げないように保持する。

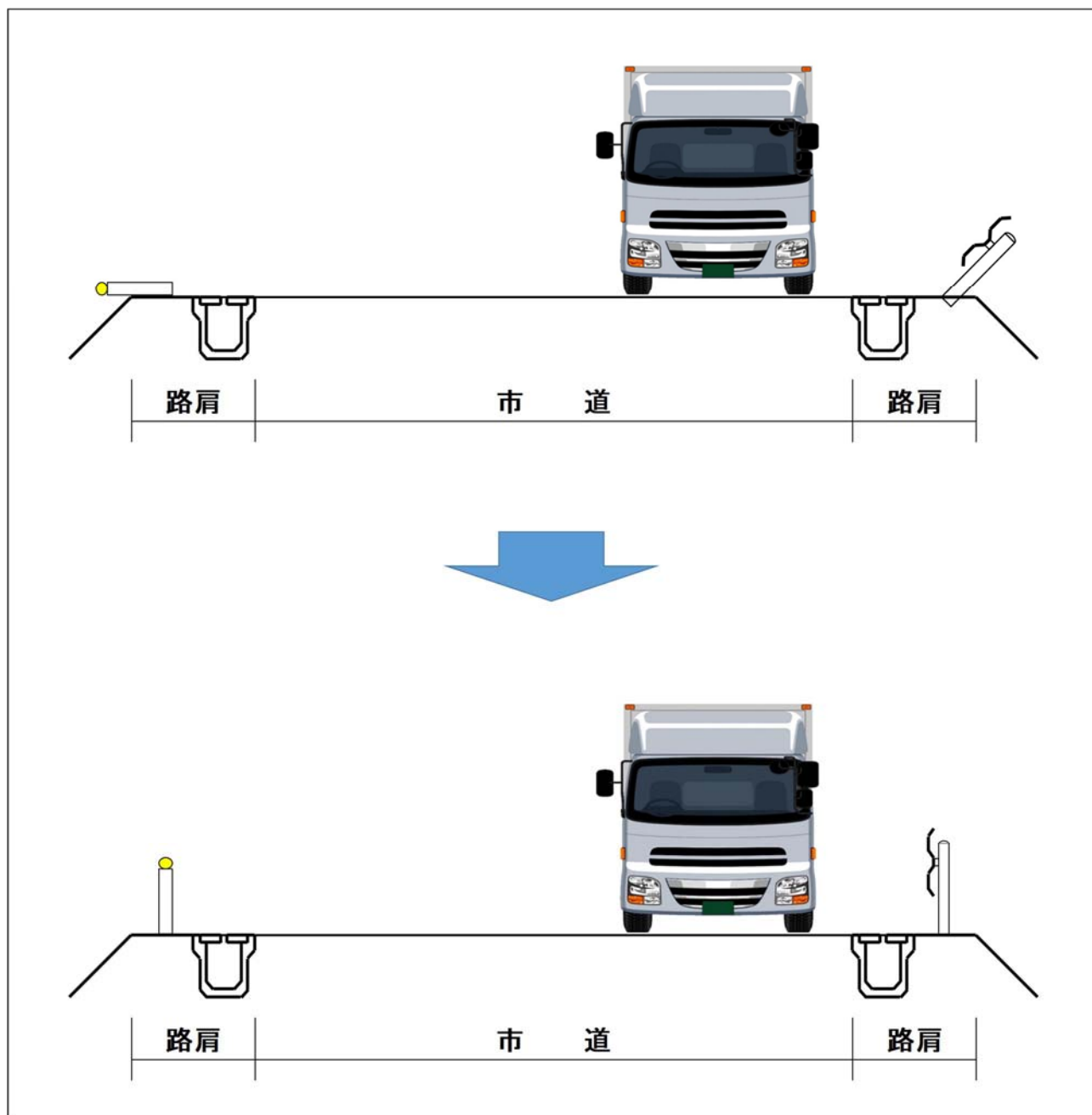
参考に想定される判断基準の図（排水構造物工の参考図）



(5) 道路附属物工における要求水準

- ① 道路利用に支障がないよう道路附属物（道路反射鏡、視線誘導標、スノーポール、防護柵、道路標識）の機能を保持すること。

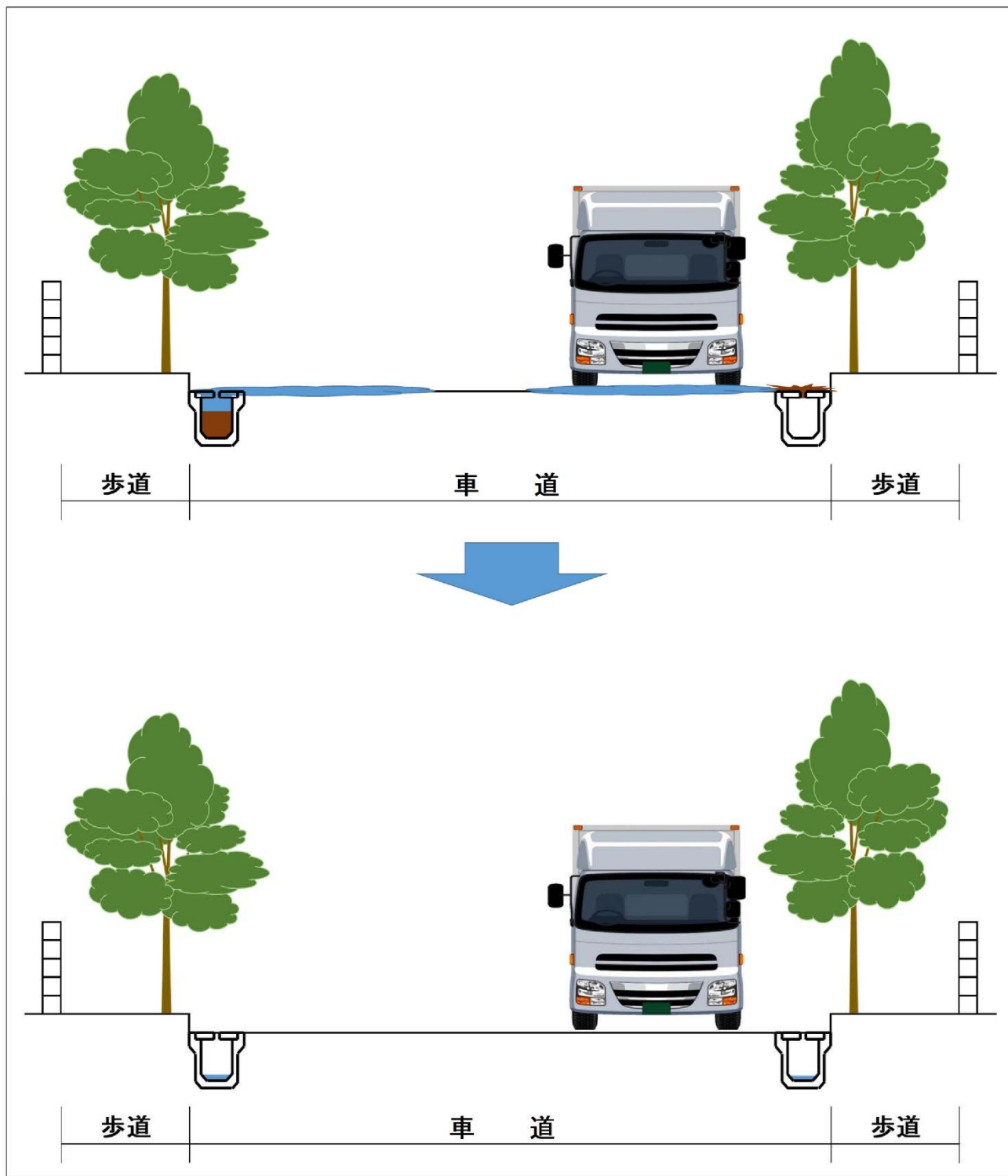
参考に想定される判断基準の図（道路附属物工の参考図）



(6) 道路清掃工における要求水準

- ① 路面及び排水施設が土砂及び枯れ草等により排水機能が阻害されず、車両の円滑な走行と歩行者の安全性を妨げないように保持する。

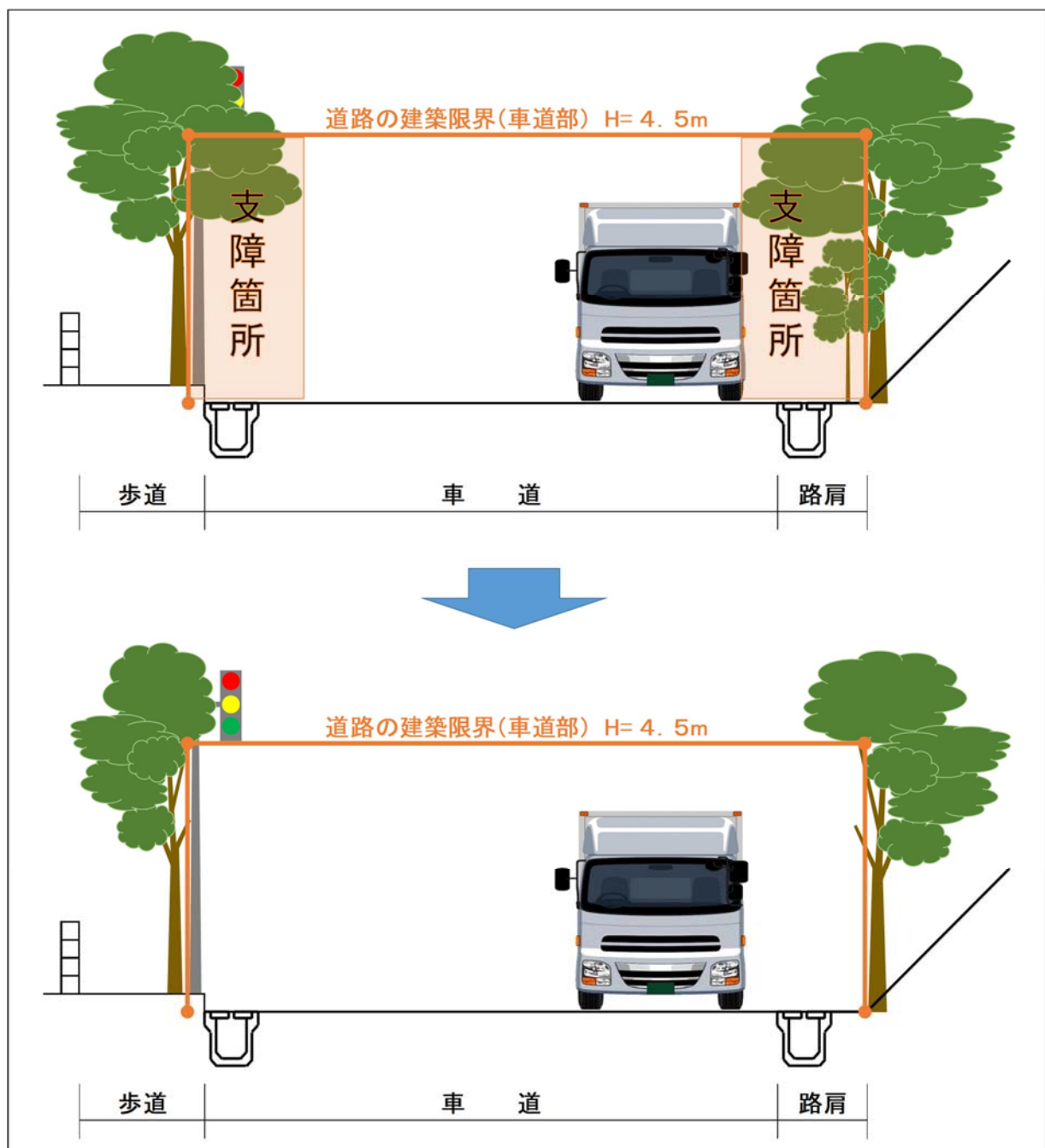
参考に想定される判断基準の図（道路清掃工の参考図）



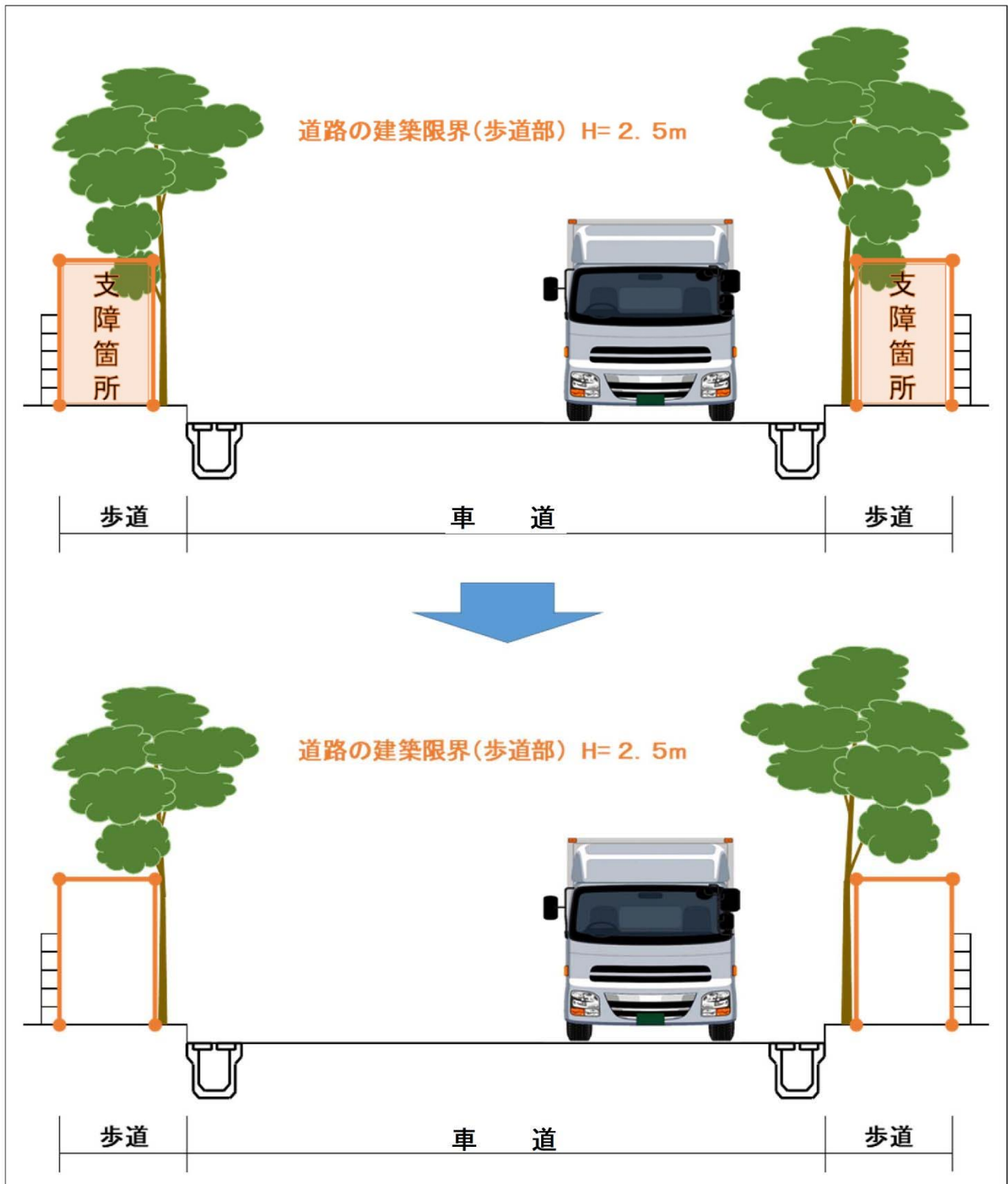
(7) 道路植栽維持工における要求水準

- ① 車道部及び歩道部（街路樹等の区間及び範囲）の建築限界内における、車両の円滑な走行と歩行者の安全性を妨げないように保持し、道路標識、信号機等が目視確認できるようにする。
- ② 街路樹等の枝、葉等が道路の区域を越えて民有地に侵入しないようにする。
- ③ 道路巡回等で街路樹等に病害虫の発生が確認され、その病害虫による被害箇所の剪定など物理的にできない場合に実施する防除（薬剤散布）を的確に行い、人や周辺樹木への危害を受けないようにする。
- ④ 街路樹等に病害虫の発生が確認されたときは、病害虫による植栽への影響や被害箇所が拡大しないように防除等の対応を行う。

参考想定される判断基準の図（植栽維持工の参考図1）
（ 車 道 部 ）



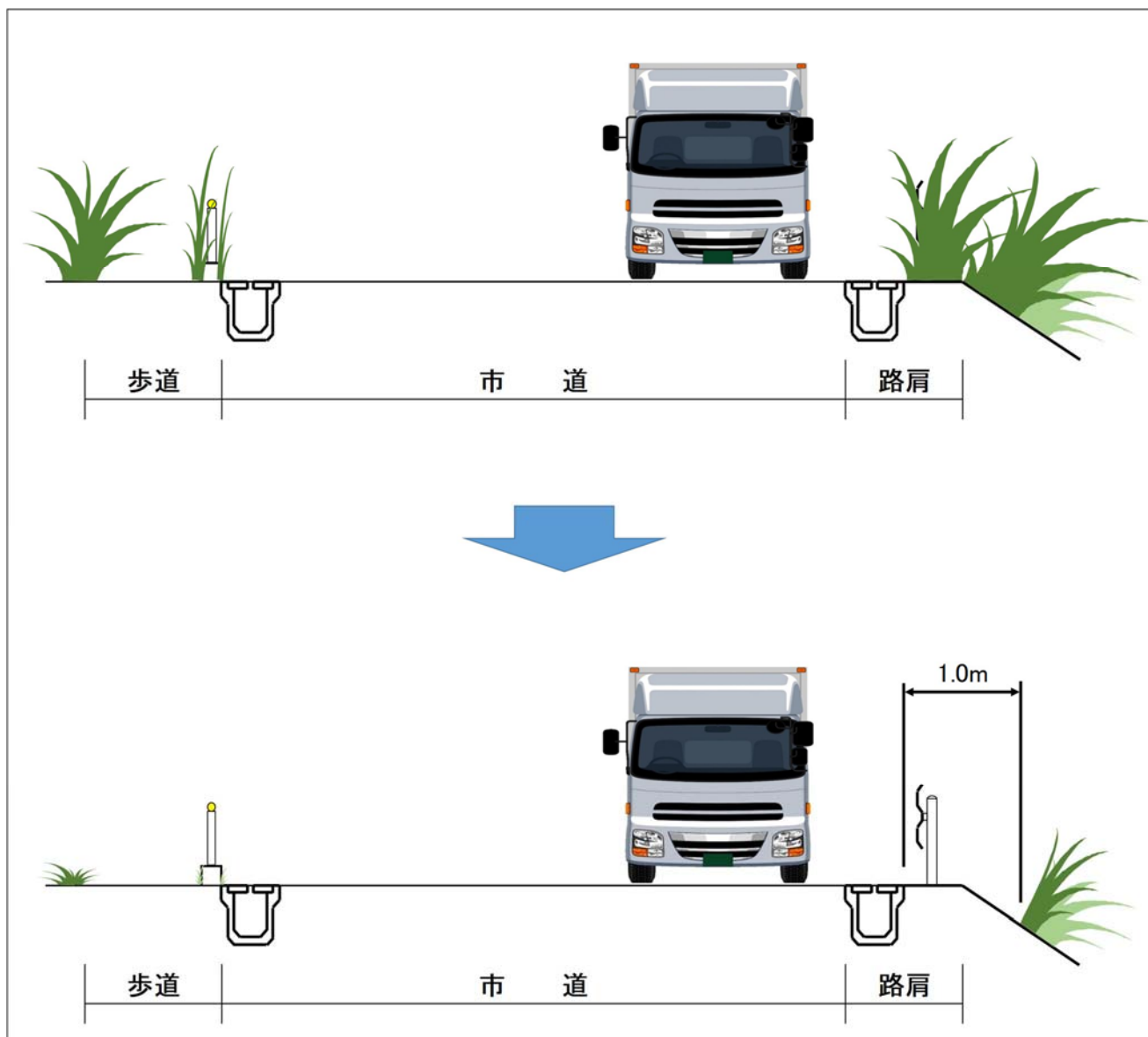
参考に想定される判断基準の図（植栽維持工の参考図2）
（ 歩 道 部 ）



(8) 道路除草工における要求水準

- ① 路肩及び歩道内の建築限界内において車両や歩行者の視認性の向上と安全性を妨げないよう保持し、道路付属物（視線誘導標、防護柵等）が目視確認できるようにする。
- ② 道路付属物（視線誘導標、防護柵等）が目視確認できるように草丈 40 cmを基準し、それ以下、もしくは維持するようにする。

参考に想定される判断基準の図（除草工の参考図）



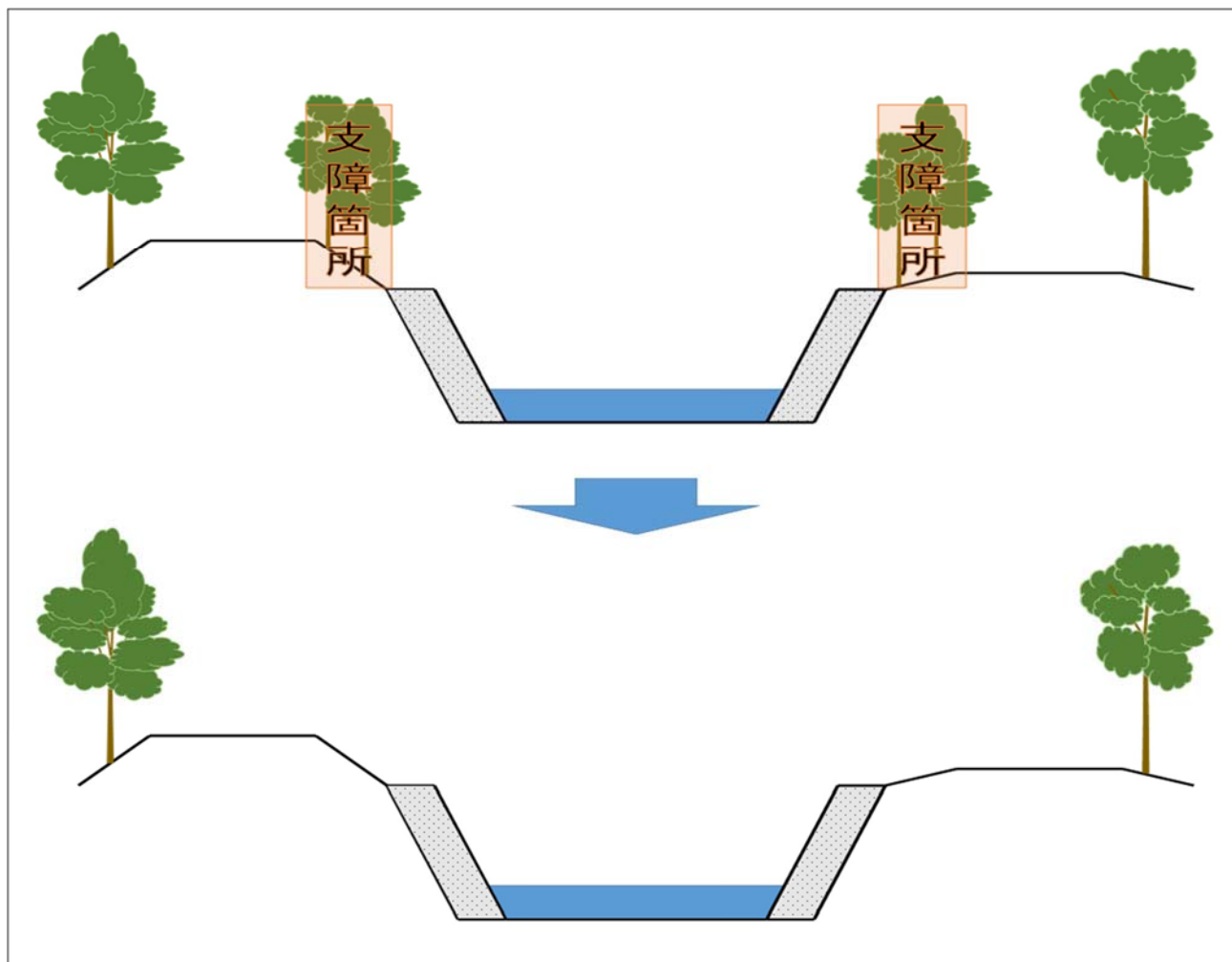
(9) 河川巡視工における要求水準

- ① 平常時における河川の状況を把握し、流下能力に支障を与えている不具合（倒木や流下物による阻害）を発見した場合は、速やかに連絡する。
- ② 緊急巡視においては、倒木や流下物、災害等で河川に支障がないことを確認すること。

(10) 伐木伐根工における要求水準

- ① 堤防法面内の雑木により目視確認に支障がある場合は伐採を行い、河川の状況を目視確認できるようにすること。

参考に想定される判断基準の図（伐木伐根工の参考図）



(11) 応急処理工における要求水準

- ① 道路利用者に対する安全確保を行うこと。
② 河川施設の被害拡大を抑制するための対応を行うこと。

(12) 公園植栽維持工における要求水準

- ① 公園内の樹木等（以下「公園樹木」という。）の区間及び範囲）における、散策者等の安全性を妨げないように保持する。
② 公園樹木の枝、葉等が公園敷地を越えて民有地に侵入しないようにする。
③ 公園樹木に病害虫の発生が確認され、その病害虫による被害箇所の剪定など物理的にできない場合に実施する防除（薬剤散布）を的確に行い、人や周辺樹木への危害を受けないようにする。

(13) 公園除草工における要求水準

- ① 公園内における、芝生等で公園利用者に危険が及ばないように保持すること。

第8編 リスク分担編

第1章 本業務におけるリスク分担

1. 本業務にて想定されるリスク分担を市と受託者に区別し、下表に示す。

リスク分担表

分 類		リスクの内容	市	受託者
共通	募集要項等リスク	募集要項の誤りに関するもの、内容の変更に関するもの等	○	
	応募費用リスク	応募費用に係る負担		○
	契約締結リスク	市の責に帰すべき事由により、契約が締結できない場合	○	
		最優秀提案者又は、優先交渉権者の責に帰すべき事由により契約が締結できない場合		○
		最優秀提案者又は、優先交渉権者と契約が結べない又は、契約手続きに時間がかかる場合	○ ^{※1}	○ ^{※1}
	政治・行政リスク	市の政策の変更によるもの (本業務委託に直接影響を及ぼすもの)	○	
	法制度リスク (税制度は除く)	法制度の新設・変更に関するもの (本業務委託に類型的又は、特別に影響を及ぼすもの)	○	
		法制度の新設・変更に関するもの(上記以外のもの)		○
	許認可リスク	許認可の遅延に関するもの(市が申請・取得するもの)	○	
		許認可の遅延に関するもの(受託者が申請・取得するもの)		○
	税制度リスク	一般的な税制変更(新税含む)に関するもののうち、収益関係税、外形標準課税の変更に関するもの		○
		一般的な税制変更(新税含む)に関するもののうち、上記以外の変更に関するもの	○	
		消費税の範囲や税率の変更に関するもの	○	
		業務委託に特定の税制の新設・変更に関するもの	○	
	技術基準等変更リスク	施設等の設置基準、管理基準の変更等に関するもの	○ ^{※2}	○ ^{※2}
	住民対応リスク	受託者が行う業務等に対する沿道住民及び道路利用者の反対運動の訴訟・要望活動に関するもの	○ ^{※2}	○ ^{※2}
		上記以外の沿道住民及び道路利用者の反対運動の訴訟・要望活動に関するもの	○ ^{※2}	○ ^{※2}
	環境問題リスク	施設等の用地から有害物質が発見された場合	○	
		受託者が行う業務に起因する、有害物質の排出・漏洩、騒音、振動、土壌汚染、大気汚染、水質汚濁、光、臭気に関するもの		○
		受託者以外に起因する、有害物質の排出・漏洩、騒音、振動、土壌汚染、大気汚染、水質汚濁、光、臭気に関するもの	○	

分 類		リスクの内容	市	受託者
共通	第三者賠償リスク	受託者が行う業務に起因する事故、予め予測される施設の劣化など維持管理の不備及び、安全対策の不備による事故		○
		上記以外のもの（市が行う業務に起因する事故、既存施設の設置に関わる隠れた瑕疵に起因する事故）	○	
		通常避けることが不可能な地盤沈下、地下水断絶等により第三者に損害を与えた場合	○	
	債務不履行リスク	受託者の業務委託放棄、破綻によるもの及び、無許可での受託者の構成員の変更		○
		市の債務不履行	○	
	不可抗力リスク	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似した事変又は、暴動など	○	
		風水害や地震、第三者の行為、その他自然的又は、人為的な現象のうち、保険等又は、同等の措置を超えるもの	○	
		風水害や地震、第三者の行為、その他自然的又は、人為的な現象のうち、保険等又は、同等の措置を超えないもの		○
	物価変動リスク	物価変動（インフレ、デフレ）に伴う資機材や業務委託費等の大幅な増減によるもの	○ ^{※3}	○ ^{※3}
	要求水準未達リスク	要求水準の不適合・サービス低下に関するもの		○
	計画変更リスク	受託者に起因する各種計画、要求水準の変更		○
		市に起因する各種計画、要求水準の変更	○	
		第三者に起因する各種計画、要求水準の変更	○ ^{※4}	○ ^{※4}
維持管理	施設損傷リスク	通常利用での劣化によるもの		○
		施設設置の隠れた瑕疵等、市の責によるもの	○	
		施設維持管理の瑕疵等、受託者の責によるもの		○
		第三者の責によるもの	○ ^{※4}	○ ^{※4}
	施設維持管理コストリスク	受託者の責による業務委託内容の変更に伴う、維持管理費の増大、減少		○
		市の責による業務委託内容・用途の変更に伴う、維持管理費の増大・減少	○	
		市が示した対象施設の数量と現状の大幅な乖離による維持管理費の増大	○ ^{※2}	○ ^{※2}
		第三者の責による、維持管理費の増大	○ ^{※4}	○ ^{※4}
		上記以外の要因による、維持管理費の増大（物価変動によるものは除く）		○

分 類		リスクの内容	市	受託者
維持管理	緑化施設損傷リスク	老化による枯れ死	○	
		緑化施設の隠れた瑕疵等、市の責によるもの	○	
		緑化施設の瑕疵等、受注者の責によるもの		○
		第三者の責によるもの	○ ^{※4}	○ ^{※4}
	緑化施設維持管理コストリスク	受託者の責による業務委託内容の変更に伴う、維持管理費の増大、減少		○
		市の責による業務委託内容・用途の変更に伴う、維持管理費の増大・減少	○	
		市が示した対象施設の数量と現状の大幅な乖離による維持管理費の増大	○ ^{※2}	○ ^{※2}
		第三者の責による、維持管理費の増大	○ ^{※4}	○ ^{※4}
	業務開始遅延リスク（許認可は除く）	要求水準の変更、その他市の指示、変更に伴う業務開始遅延による費用の増大	○	
		受託者の事由による、業務開始遅延に伴う費用の増大		○
	需要変動リスク	気象や災害等による維持管理費や業務量の変動	○ ^{※2}	○ ^{※2}
	維持管理コストリスク	受託者の事由による業務委託内容の変更等による維持管理費の増大		○
		市の指示による業務委託内容・用途の変更に伴う、維持管理費の増大	○	
	業務委託中断リスク	市の責による業務委託の中断	○	
		受託者の責による業務委託の中断		○
		第三者の責による業務委託の中断	○ ^{※4}	○ ^{※4}
	維持管理に係る事故リスク	業務開始時に存在していた瑕疵のために生じる事故	○	
		市が求める要求水準を原因とする瑕疵から生じる事故	○	
		受託者の業務運営自体から生じる事故		○
	技術革新リスク	維持管理に関する技術の陳腐化による追加投資	○ ^{※2}	○ ^{※2}
	業務遅延リスク	市の指示による業務完了遅延	○	
		受託者の事由による業務完了遅延		○
	業務増大リスク	市の指示による業務費の増大・予算超過	○	
		受託者の事由による業務費の増大・予算超過		○

分 類		リスクの内容	市	受託者
支払遅延・不能リスク		市の支払遅延・不能に関するもの	○	
業務完了	清算に伴うリスク	業務完了手続きに伴う諸費用発生、受託者の精算手続きに伴う評価損益等		○
	施設性能リスク	業務委託期間終了時における要求性能水準の保持		○

(注 釈)

- ※1 各々に係る費用は各々が負担する。
- ※2 市と受託者で協議を行い、対応を決定する。
- ※3 市と受託者で協議を行い、物価変動への対応を決定する。
- ※4 市と受託者で協議を行い、第三者への費用請求などの対応を決定する。

大館南地域道路等包括管理業務
現場説明書

令和8年10月
大館市建設部土木課

1. 業務内容

- | | |
|------------------|---|
| 1) 道路維持管理業務（市道） | ① 道路巡回工
② 舗装工
③ 排水構造物工
④ 道路付属物工
⑤ 道路清掃工
⑥ 道路植栽維持工
⑦ 道路除草工
⑧ 応急処理工
⑨ 交通管理工 |
| 2) 道路維持管理業務（法定外） | ① 舗装工
② 排水構造物工
③ 道路付属物工
④ 道路清掃工
⑤ 応急処理工 |
| 3) 道路維持管理業務（農道） | ① 舗装工
② 道路清掃工
③ 道路除草工 |
| 4) 道路維持管理業務（林道） | ① 舗装工
② 道路清掃工
③ 道路除草工 |
| 5) 河川維持管理業務 | ① 河川巡視工
② 伐木伐根工
③ 応急処理工 |
| 6) 公園維持管理業務 | ① 公園植栽維持工
② 公園除草工 |
| 7) 計画準備業務 | ① 業務打合せ
② 定例打合せ
③ 業務計画
④ 業務管理 |
| 8) マネジメント業務 | ⑤ 報告・調整・対応・立案 |

2. 業務期間

本業務の履行期間は、令和9年4月1日から令和12年3月31日までとする。

3. 仕様書

本業務契約における仕様書

- 1) 大館市道路等包括管理業務仕様書
- 2) 大館市道路等包括管理業務特記仕様書
- 3) 秋田県土木工事共通仕様書（令和8年10月以降適用）
- 4) 国土交通省道路緑化技術基準

4. 現場説明事項（条件明示）

（1）業務全般

設計図書に示す各工種の数量は、本業務の履行期間中に想定される数量を計上しているものであり、業務の実施状況により設計変更が必要な場合や作業条件に明示されなかった新たな事項が発生した場合は、担当職員と協議し決定する。

（2）業務委託料の積算方法

本業務契約における業務委託料は、道路維持管理業務、河川維持管理業務、公園維持管理業務、計画準備業務及びマネジメント業務を1か年度分ずつ積算し、各々の年度設計書の積算額を足し合わせて算定している。

また、間接費についても1か年度分ずつ積算している。

（3）諸経費

1) 本業務における諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）は、次に示す率で算定している。

- 共通仮設費率 3. 49%
- 現場管理費率 26. 97%
- 一般管理費率 18. 53%

2) 本業務における間接費率補正は、以下のとおり算定している。

- 共通仮設費 施工地域等補正：一般交通影響あり(2)－1
- 現場管理費 施工地域等補正：一般交通影響あり(2)－1
積雪寒冷地区分：4級地
- 一般管理費 契約保証に関わる補正率：役務的保証

3) 共通仮設費率に含まれる項目

- ① 質量20t未満の機械の搬入、搬出及び現場内小運搬（分解・組立を含む）
- ② 準備及び後片付けに要する費用
- ③ 業務区域内における安全管理に必要な連絡等に要する費用
- ④ 表示板、保安燈、バリケード等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び履行期間中の損料等
- ⑤ 安全用品等の費用
- ⑥ 安全委員会等に要する費用
- ⑦ 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用
- ⑧ 工程管理のための資料作成等に要する費用
- ⑨ 施工管理で使用するOA機器類の費用

4) 現場管理費率に含まれる項目

- ① 労務管理費
- ② 安全訓練等に要する費用
- ③ 租税公課
- ④ 保険料（自動車保険、工事保険、法定外の労災保険、火災保険、その他の損害保険の保険料）
- ⑤ 従業員給料手当

- ⑥ 退職金
- ⑦ 法定福利費
- ⑧ 建設業退職金共済契約に係る掛け金
- ⑧ 福利厚生費
- ⑨ 事務用品費
- ⑩ 通信交通費
- ⑪ 補償費

5) 一般管理費率に含まれる項目

- ① 役員報酬
- ② 従業員給料手当
- ③ 退職金
- ④ 法定福利費
- ⑤ 福利厚生費
- ⑥ 修繕維持費
- ⑦ 事務用品費
- ⑧ 通信交通費
- ⑨ 動力、用水光熱費
- ⑩ 調査研究費
- ⑪ 公告宣伝費
- ⑫ 地代家賃
- ⑬ 減価償却費
- ⑭ 租税公課
- ⑮ 保険料
- ⑯ 契約保証費
- ⑰ 雑費

(4) 道路巡回工

業務対象路線の巡回として、1回あたり2日とし、1日当り主任パトロール（土木一般世話役）1人とパトロール員（運転手(一般)）1人、ライトバン及び燃料費を計上している。

(5) 舗装工

業務対象路線におけるパッチングのほか小規模補修として、舗装打換え工及び砂利道補修工を計上している。

なお、舗装打換え工においては、舗装版切断から殻運搬処分にあつては費用を計上している。

(6) 排水構造物工

業務対象路線における道路側溝の補修として、側溝入替えを一式計上している。

なお、側溝入替えにおいては、舗装版切断から殻運搬処分にあつては費用を計上している。

(7) 付属物復旧工

業務対象路線における小規模修繕として、道路付属物修繕を一式計上している。

- (8) 道路清掃工
業務対象路線における路面清掃（路肩部）及び側溝清掃を人力清掃で計上している。
- (9) 道路植栽維持工
業務対象路線における雑木枝打ち（道路の幅と路面から 4.5m の高さ）、集積積込み、運搬、処分に要する費用を計上している。
防除においては、薬剤としてマツグリーン液剤 2 を含んだ費用を計上している。
また、街路樹の剪定においては、高木剪定、処分に要する費用を計上している。
- (10) 道路除草工
業務対象路線における除草は、片側を幅 1.0m で計上している。
- (11) 応急処理工
業務対象路線における倒木処理等として、1 回当たり土木一般世話役 0.01 人、特殊作業員 0.1 人、普通作業員 0.4 人、チェーンソー損料、燃料及びチェーンオイル等の機械器具に要する費用を計上している。
- (12) 交通管理工
業務履行期間中における交通管理として、交通誘導警備員(B)を 238 人（昼間勤務、交代要員無し）計上している。
- (13) 河川巡視工
業務対象路線の巡視として、1 回あたり 1.5 日とし、1 日当たり主任パトロール員（土木一般世話役）1 人とパトロール員（運転手(一般)）1 人、ライトバン及び燃料費を計上している。
- (14) 伐木伐根工
業務対象河川における雑木伐採、集積、積込み、運搬、処分に要する費用を計上している。
- (15) 応急処理工
業務対象路線における倒木処理等として、1 回当たり土木一般世話役 0.01 人、特殊作業員 0.1 人、普通作業員 0.4 人、チェーンソー損料、燃料及びチェーンオイル等の機械器具に要する費用を計上している。
- (16) 公園植栽維持工・公園除草工
業務対象施設における樹木の剪定は夏期せん定で計上し、集積、積込、運搬、処分に要する費用を計上している。
- (17) 公園除草工
業務対象施設における除草は、集積、積込、運搬に要する費用を計上している。
- (18) 建設副産物処理関係
本業務において建設副産物が発生した場合、大館市内の処分場に搬入し、適正に処理すること。
運搬処理は下記の施設で計上しているが、処理施設を指定するものではない。

建設廃棄物の種類	施設の名称	所在地
アスファルト殻(塊)	花岡土建株式会社	大館市大披字大沢 2
コンクリート殻(有筋)	花岡土建株式会社	大館市大披字大沢 2
木くず	株式会社タイセイ リサイクルセンター	大館市比内町扇田字長坂 72-2

- (19) 業務打合せ
業務打合せには、1 業務当り総括責任者（技師(A)）を 0.5 人計上している。
- (20) 定例打合せ
定例打合せには、総括責任者（技師(A)）を 0.6 人計上している。
また、打ち合わせ回数を 1 回/月として計上している。
- (21) 業務計画
業務計画には、総括責任者（技師(A)）を 1.4 人計上している。
- (23) 業務管理
業務管理には、総括責任者（技師(A)）を 0.4 人計上している。
- (24) 報告・調整・対応・立案
報告・調整・対応・立案には、1 回当たり総括責任者（技師(A)）を 0.6 人計上している。
- (25) 点検支援技術費
道路点検システムとして、「GLOCAL-EYEZ(グローカルアイズ)」を計上している。

5. 参考図書

- 1) 参考図書は、「真摯で機動性のある見積り」を目的に提示するものである。
- 2) 参考図書は、発注者が用いた積算資料を参考として提示するもので、契約上拘束するものではない。
- 3) 参考図書の内容は、設計図書の変更あるいは誤びゅうによるもの以外、設計変更の対象としない。

6. 積算基準

業務委託料の積算は、下記の積算基準に基づき実施しています。

- (1) 大館市道路等包括管理業務におけるマネジメント業務積算基準
(令和 8 年 10 月以降適用) 秋田県大館市
- (2) 土木工事標準積算基準書〔共通編〕(令和 8 年 10 月以降適用) 秋田県建設部
- (3) 土木工事標準積算基準書〔河川編〕(令和 8 年 10 月以降適用) 秋田県建設部
- (4) 土木工事標準積算基準書〔道路編〕(令和 8 年 10 月以降適用) 秋田県建設部
- (5) 土木工事標準積算基準書〔参考資料〕(令和 8 年 10 月以降適用) 秋田県建設部
- (6) 建設機械等損料算定表(令和 8 年 10 月以降適用) 秋田県建設部